

令和7年度

指定障害福祉サービス事業者の指定後の手続き等について
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 事業者等)

東京都福祉局 障害者施策推進部 地域生活支援課

目次

変更届の提出について	1
『業務管理体制の届出』について	2
特定事業所加算（介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書）について	3
障害者総合支援法におけるサービス提供責任者及びホームヘルパーの要件等について	4
質問の多い事項	5
同行援護従業者養成研修に相当すると都知事が認めた研修について	8
特定相談支援事業の指定基準等について	9
相談支援専門員の要件	10



変更届の提出について

指定要件に関わる事項の変更は、変更届の提出が必要です。

変更届の提出にあたっては、次の点にご留意ください。

1 変更後10日以内に提出してください。

※住所変更、人員変更等の届出に、漏れのないよう定期的なチェックをおこなってください。

※介護保険の訪問介護の提出とは別に、居宅介護等での提出が必要です。

2 居宅介護員（ヘルパー）等の変更については、年1回以上の届出を行ってください。時期については任意です。

3 資格・実務経験が必要となる職種の人員変更にあたっては、

要件確認を確実に行ってください。

なお、要件については、以下の資料をご参照ください。

「障害者総合支援法におけるサービス提供責任者の要件等について」

「障害者総合支援法におけるホームヘルパー従事要件等について」

※双方とも本資料に掲載しております。

(1) 実務経験証明書を提出する場合は、原本を提出してください。

やむを得ず写しを提出する際には、事業者の原本証明を付してください。

また、有資格者は資格証の写しを添付してください。

(2) 研修修了を要件とする職種については、修了証写しを添付してください。

4 特定事業所加算を算定している場合、要件に該当しないことが判明したら、直ちに変更届を提出してください。

→加算の算定要件については、加算取得の届出後においても常に要件を満たしている必要があります。

特定事業所加算の算定要件に関するチェックリストについては後述しております。

提出書類は、必ず控えを保管してください。

5 変更届等含めた様式類については、下記サービス情報ページにアップロードしておりますので、適宜御活用ください。

東京都障害者サービス情報（書式ライブラリ）

→<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspTop.php>

『業務管理体制の届出』について

《重要》 『業務管理体制の届出』 について

平成24年4月1日から事業者(法人)は指定を受けた後、障害者総合支援法第51条の2及び第51条の31の規定に基づき『業務管理体制の届出』の提出が義務付けられました。(事業者(法人)単位の届出が必要です。)

【事業者(法人)で初めて障害者総合支援法に基づく事業所の指定を受けた場合】

⇒ 新規に業務管理体制の届出(第25号様式)が必要です

【すでに届出済みの場合】

◆事業所が2以上の都道府県に所在することとなった場合 ⇒ 区分の変更の届出(第25号様式)が必要です

◆届出事項に変更がある場合(下記例) ⇒ 業務管理体制の変更届出(第26号様式)が必要です

- ・法人の名称、所在地、代表者氏名等及び、法令遵守責任者に変更があった場合
- ・事業所数増により、整備すべき体制に変更があった場合

★届出様式及び詳細については東京都障害者サービス情報のホームページからダウンロード可能です。

 東京都障害者サービス情報 > 書式ライブラリー > B 業務管理体制の整備
(URL) <https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspCatego.php?catid=057>

※ 届出先封筒貼付用にご活用ください。(児童福祉法に基づく届出に関しては、届出先が異なります。)

-----<キリトリ線>

〒163-8001
新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎

東京都福祉局 障害者施策推進部
地域生活支援課 在宅支援担当 行

< 業務管理体制の届出書在中 >

特定事業所加算（介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書）について

- 体制要件、人材要件、重度障害者対応要件のうち、一定の要件を満たすことで特定事業所加算が算定可
- 算定に際し「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」が必要
- 各月 15 日までに東京都福祉保健財団へ送付し、内容に不備等が無ければ翌月のサービス提供分から算定可
- 算定可となった後も算定要件を満たしているか随時のチェックが必要
「チェックリスト」を「東京都障害者サービス情報」に掲載しているため、随時チェックすること
- 算定要件を満たさないこととなった場合には、直ちに「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」を提出すること
- 東京都や区市町村による運営状況の確認調査等により、特定事業所加算の算定要件を満たしていないことが判明した場合、要件を満たなさくなった時点からの報酬が返還対象となる場合有

「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」及び「チェックリスト」については、下記リンク先に掲載しています。

《抜粋》

居宅介護 特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）チェックリスト

令和6年4月時点

〈根拠となる基準等〉

- こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成18年9月29日 厚生労働省告示第543号。以下、「告示」という。）
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日付 障発第1031001号。以下、「留意事項」という。）
- 平成21年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ&A Vol1～Vol3（平成21年3月12日、4月1日、4月30日）

〈各加算区分〉

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| 特定事業所加算（Ⅰ）所定単位の20/100加算 | 【①～⑩】すべて適合 |
| 特定事業所加算（Ⅱ）所定単位の10/100加算 | 【①～⑥及び⑦】又は【①～⑥及び⑧～⑨】が適合 |
| 特定事業所加算（Ⅲ）所定単位の10/100加算 | 【①～⑥及び⑩】が適合 |

〈体制要件：①～⑥〉

- | | |
|--|-------|
| ① すべての従業者（登録型ヘルパーを含む。以下同じ。）に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。【告示第1号イ(1)】 | チェック欄 |
|--|-------|

○留意事項【第二の2(1)⑩の(一)ア】
「従業者ごとに研修計画を作成」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めることとも、従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。
○その他【平21.4.30 VOL.3問2-2】
従業者ごとの計画については、職責、経験年数、勤続年数、所有資格及び本人の意向等に応じ、グループ分けして作成することも差し支えない。
なお、計画については、すべての従業者が概ね1年の間に1回以上、なんらかの研修を実施できるよう策定すること。

《参考》

- A 【訪問系サービス】指定申請書・変更届等（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度包括）
- ↳ 5 特定事業所加算関連（処遇改善加算は別）
 - ↳ [介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書](#)
 - ↳ [特定事業所加算チェックリスト（必ず確認してください）](#)

障害者総合支援法におけるサービス提供責任者及びホームヘルパーの要件等について

下記リンク先に掲載している Excel にて一覧にしておりますので、適宜御参照ください。

《参考》

A【訪問系サービス】指定申請書・変更届等（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度包括）

└ 3 主要職種の資格要件（サービス提供責任者・従業者）

└ 従業者の資格要件一覧（サービス提供責任者・居宅介護員等）

《抜粋》

障害者総合支援法におけるサービス提供責任者の要件等について（令和7年4月から）															その他	経過措置	
サービス提供責任者	介護福祉士	実務者研修修了者	養成研修修了者（各研修に相当する研修を含む）														
			養成居宅介護員（成級修習修了者）	養成居宅介護員（2級修習修了者）	訪問介護員（1級修習修了者）	訪問介護員（2級修習修了者）	介護職員基礎研修	養成行動援助修習（従事者）	践習基礎修習（従事者）	学テークンセラピスト	研修居宅介護職員初任者	介護職員初任者研修	同行援護従業者養成				
居宅介護	○	○	○		○		○										
行動援護	注4	注4	注4	注2 注4	注4	注2 注4	注4	注3	注3		注2 注4	注2 注4					
重度訪問介護	○	○	○	注2	○	注2	○				注2	注2			注5		
同行援護	注6	注6	注6	注2 注6	注6	注2 注6	注6			○	注2 注6	注2 注6	注8				
重度障害者等包括支援	相談支援専門員の資格を有し、3年の実務経験（注7）																

障害者総合支援法におけるホームヘルパー従事要件等について（令和6年4月から）																	
ヘルパー	介護福祉士	実務者研修修了者	養成研修修了者（各研修に相当する研修を含む）														
			養成居宅介護員（成級修習修了者）	養成居宅介護員（2級修習修了者）	訪問介護員（1級修習修了者）	訪問介護員（2級修習修了者）	介護職員基礎研修	（旧）視覚障害者外出介護	行動援助修習（従事者）	（基礎研修及び実践研修）	重度訪問介護従事者	（成研修一般課程）	居宅介護職員初任者研修	生活援助従事者研修	みんなの看護者（看護師）（注3）	その他	
身体介護	○	○	○	30%減算	○	30%減算	○				重複訪問介護の単価（注4）		○	○	30%減算	30%減算	通院等介助30%減算（注6）
家事援助	○	○	○	10%減算	○	10%減算	○				10%減算		○	○	10%減算	10%減算	通院等介助10%減算（注6）
乗降介助	○	○	○	10%減算	○	10%減算	○				10%減算		○	○	10%減算	10%減算	10%減算（注6）
行動援護	注7	注7	注7		注7		注7		注5	注5			注7	注7			
重度訪問介護	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○	○	○	
同行援護	注9	注9	注9	10%減算（注9）	注9	10%減算（注9）	注9	注9	注9		注8	○	注9	注9	10%減算（注9）	10%減算（注9）	注11 10%減算
重度障害者等包括支援	家族介護を不可・資格要件は設定しない。																



質問の多い事項

1 管理者やサービス提供責任者の兼務はどの範囲で可能？

(1) 管理者

常勤・専従。

同一事業所で実施する重度訪問介護・同行援護・行動援護事業所の管理者との兼務は可能。それ以外は管理業務に支障がない場合に限り、当該事業所の従業者（サービス提供責任者・居宅介護員）、または同一の事業者により設置された他の事業所で管理者又は従業者として兼務可能。

(2) サービス提供責任者

常勤・専従。原則として他事業との兼務不可。（※）

ただし、同一事業所の居宅介護員との兼務は可能。また、同一事業所で実施する重度訪問介護・同行援護・行動援護事業所のサービス提供責任者・居宅介護員との兼務は可能。

（※）例えば、同一事業所で実施する、居宅介護等事業のサービス提供責任者と、一般相談支援・計画相談支援事業の相談支援専門員とは原則として兼務不可。

なお、介護保険法の指定訪問介護事業所が同一の事業所において、併せて居宅介護事業等を実施する場合については、（1）管理者及び（2）サービス提供責任者は人員の特例要件により両事業間の兼務が可能。

上記職種については、人員の異動がある都度、指定訪問介護と居宅介護等事業でそれぞれ変更届が必要（届出先は別）

居宅介護員（ヘルパー）の変更は年1回以上の届出。



質問の多い事項

2 サービス提供責任者の配置基準の考え方は？

指定居宅介護、同行援護、行動援護事業所においては、次のいずれかに該当する員数の配置が必要。

- (1) 月間延べサービス提供時間 450 時間又はその端数を増すごとに1人以上
- (2) 当該事業所の従業者の数が 10 人又はその端数を増すごとに1人以上
- (3) 当該事業所の利用者の数が 40 人又はその端数を増すごとに1人以上
- (4) (3) の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上とすることができます。

※なお、(3)の基準を適用する際には、変更届出等に必要な書類に加え、東京都障害者サービス情報に掲載している「サービス提供責任者配置基準チェックシート」に必要事項を記入の上、添付願います。

【ホームページ上の掲載場所】

「東京都障害者サービス情報」>>書式ライブラリ>>A【訪問系サービス】指定申請書類・変更届出等（居・重・同・行・重度包括）>>1 指定申請書類（新規立て上げ・事業追加）>>サービス提供責任者配置基準チェックシート（利用者数）
また、介護保険法上の訪問介護事業における配置基準との違いに留意が必要。（介護保険法においては（3）の基準のみ）

指定重度訪問介護事業所においては、次のいずれかに該当する員数の配置が必要。

- (1) 月間延べサービス提供時間 1000 時間又はその端数を増すごとに1人以上
- (2) 当該事業所の従業者の数が 20 人又はその端数を増すごとに1人以上
- (3) 当該事業所の利用者の数が 10 人又はその端数を増すごとに1人以上



質問の多い事項

3 常勤換算の計算方法について知りたい。

事業所従業者全体の4週間(≈1ヶ月)の勤務延べ時間数（障害福祉サービス分）を、事業所で規定する常勤従業者の1週間の勤務時間数で除したもの。

(例) 常勤従業者1週間の勤務時間が40時間である事業所において、従業者の週平均の勤務時間合計が110時間の場合

$$110 \div 40 = 2.75 \approx 2.7 \text{ (小数第二位以下切捨て)}$$

4 運営規程で定める「主たる対象者」以外の障害分野の利用者から利用申し込みがあった。事業所としては受けられることが出来ると考えているが、何か手続きが必要か。また、「通常の事業の実施地域」以外からの利用申込みについてはどうか。

事業所として、今後その障害分野を対象としていく場合は、「主たる対象者」の変更について変更届の提出が必要。なお、運営規程において「主たる対象者」として設定した障害種別の利用者からの申込みについては、原則、応諾義務が生じる。

通常の事業の実施地域については、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスを行うことを妨げるものではない。なお、運営規程において「通常の事業の実施地域」として設定した地域に居住地を有する利用者からの申込みについては、原則、応諾義務が生じる。

【主たる対象者として特定できる障害種別（平成26年4月対象拡大後）】

居宅介護：身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者・難病等対象者

重度訪問介護：身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病等対象者・加算対象者以外

同行援護：身体障害者・障害児・難病等対象者

行動援護：知的障害者・障害児・精神障害者・難病等対象者

※「特定無し」とした場合、原則、どの障害種別の方からの申込みも応諾義務が生じる。

同行援護従業者養成研修に相当すると都知事が認めた研修について

平成23年9月22日厚生労働省告示第335号により改正された指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）に規定する、同行援護従業者要件の同行援護従業者養成研修一般課程に相当すると都知事が認めた研修、サービス提供責任者要件の同行援護従業者養成研修課程のうち一般課程に相当すると都知事が認めた研修は、次のとおりとする。

なお、下記研修課程については、平成23年9月30日において研修課程を修了した者、及び同日において受講中の者が修了した場合のみ対象となる。

ア 都が指定した事業者が実施する視覚障害者移動支援従業者養成研修課程
(平成19年度～)

イ 都内区市町村が実施する視覚障害者移動支援従業者養成研修

※ ア以外で、区市町村において地域生活支援事業の移動支援事業の従業者要件となる研修に限る。

例) 文京区移動支援従業者養成研修

台東区視覚ガイドヘルパー養成研修

杉並区障害者ガイドヘルパー講座

西東京市視覚障害者移動支援研修

ウ 当該養成研修を実施した区域の道府県において、「それに相当すると知事が認めた研修」とされている研修

エ 視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修（障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業）（平成20年度～）

※ ただし、ア、イについては、情報支援と情報提供、代筆・代読の基礎知識など、同行援護従業者として必要な知識・技術等について、事業者において適宜研修等を行うこと。

特定相談支援事業の指定基準等について

【参考】

特定相談支援事業（※1）の指定基準上必要な人員、設備基準の概要は、以下の表のとおりとなります。なお、特定相談支援事業の指定申請の窓口は、事業所所在地の区市町村となります。

職種	勤務形態	資格要件	人数
管理者	原則、専従。 ただし、管理業務に支障がない範囲で兼務可能な場合有り	なし	1人
相談支援専門員	原則、専従。 ただし、指定計画相談支援の業務に支障がない範囲で兼務可能な場合有り（※2）	以下の（1）研修要件と（2）実務要件のいずれも満たすことが必要 （詳細は別紙参照） （1）研修要件 ①又は②のいずれかに該当すること ①相談支援従事者初任者研修を修了した者 ②上記①を修了した年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修（又は相談支援従事者主任研修）を修了した者 （2）実務経験 障害者の直接支援業務及び相談支援業務に3～10年従事した実務経験	1人以上 (※3)
事務室	事業の運営を行うために必要な面積を有する事務室		
受付等のスペース	資料申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペース		
設備及び備品	必要な設備及び備品（例えば、鍵付き書庫、パソコン等）		

※1 「特定相談支援事業」とは、基本相談支援および計画相談支援（サービス利用支援及び継続サービス利用支援）のいずれも行う事業をいいます。

※2 相談支援専門員が他の職務を兼務しようとする場合には、兼務先の職務の人員基準上、兼務可能である必要があります。

※3 1か月平均の利用者数が35件に対して1人を標準とし、利用者の数が35件又はその端数を増すごとに増員することが望ましいとされています。

相談支援専門員の要件

相談支援専門員は、障害特性や障害者の生活実態に関する詳細な知識と経験が必要であることから、① 相談支援従事者研修の受講と②実務経験（3年、5年、10年）を要件とします。

①【要件1】相談支援従事者研修の受講

実務経験を有する者は、都道府県等の実施する相談支援従事者研修を受講し、相談支援専門員になることができます。

◆ 初めて相談支援専門員の資格を取得する方

- ア 都道府県が実施する「相談支援従事者初任者研修」を受講します。
- イ 講義2日と演習5日（演習の間に実習を含む）の合計7日間の全課程を修了する必要があります。
- ウ 修了後、初任者研修修了証を発行します。

◆ 過去に初任者研修を受講し、現に相談支援事業所に従事している方

- ア 都道府県が実施する「相談支援従事者現任研修」を5年に1回受講することで、相談支援専門員の資格を継続できます。
- イ 講義1日と演習3日（演習の間に実習を含む）の合計4日間の全課程を修了する必要があります。

※ 「相談支援従事者主任研修」（5日間課程）を修了した場合、「相談支援従事者現任研修」を修了したものとみなします。

②【要件2】実務経験（3年、5年、10年） 以下のとおり

※ H24.3.30 厚生労働省告示第227号「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」の要約（令和元年9月10日厚生労働省告示第113号改正現在）

- ① 第1の期間が通算して3年以上である者
 - ② 第2、第3、第5及び第6の期間が通算して5年以上である者
 - ③ 第4の期間が通算して10年以上である者
 - ④ 第2から第6までの期間が通算して3年以上かつ第7の期間が通算して5年以上である者
- ※ 3年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が通算して3年以上であり、かつ当該業務に従事した日数が540日以上

（実務経験となる業務）

第1 平成18年10月1日において現に又は口に掲げる者が、平成18年9月30日までの間に、又は口に掲げる者として相談支援の業務（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務）その他これに準ずる業務に従事した期間

- イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従業者
- 精神障害者地域生活支援センターの従業者

第2 イからニに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準する業務に従事した期間

- イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準する事業の従事者
- 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場その他これらに準する施設の従業者
- ハ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、厚生施設、介護老人保健施設、介護医療院その他これらに準する施設の従事者又はこれに準する者
- 二 保険医療機関の従業者又はこれに準する者（社会福祉主事任用資格者、ホームヘルパー養成研修2級課程相当の研修の修了者、第7に掲げる資格を有する者、又は第2のイからハに掲げる従事者及び従業者の期間が1年以上の者に該当する者）

第3 イからハに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等（※1）が、介護等の業務（身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務に従事した期間

- イ 障害者支援施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、精神障害者社会復帰施設、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床その他これらに準する施設の従業者
- 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準する事業の従事者又はこれに準する者
- ハ 保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所その他これらに準する施設の従業者

第4 第3のイからハに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、介護等の業務に従事した期間

第5 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

第6 特別支援学校、盲学校、聾学校及び養護学校その他これらに準する機関において、障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間

第7 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

※1 社会福祉主事任用資格者等：社会福祉主事任用資格を有する者、介護職員初任者研修（訪問介護員2級以上）に相当する研修を修了した者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者